

工事に関する前払金の使途拡大について

予算の早期執行による経済効果の最大限の発現を図るため、国等においても前払金の使途拡大が行われているところです。

本市においても、前払金の使途について、下記のとおり取り扱うこととします。

1 使途拡大の内容

これまで前払金を充当できるとした経費(※)に加え、次の経費にも充当できることとしました。

現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用

ただし、充当できることとする経費では、前払金額の100分の25を上限とし、中間前払金は除くものとします。

(※) 工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費

2 導入時期

令和5年1月1日

3 具体的な取扱い

(1) 今後新たに契約を締結するもの

前払金の使途の部分が改正された工事請負契約約款にて契約を締結します。

(2) 平成28年4月1日（地方自治法施行規則一部改正の適用）以降に契約されたもの

対象とされた費用への充当を希望する受注者の方は、発注者（工事担当課）に申し出てください。発注者と受注者間で協議の上、請負契約を変更することで適用できるものとします。

変更契約による適用の場合は、変更条項を契約書に添付し、契約を締結します。

4 留意事項

この措置は、建設工事請負契約にのみ適用され、委託業務等その他の契約には適用されません。措置の適用を受けるためには、契約書で定められている必要があるため、契約の際には契約書をご確認ください。

前払金の使途の計上や前払金保証事業会社からの払出手続きについては、前払金保証事業会社にお問い合わせください。